



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、2021 年度レポートを発表

Topic-2

CNIPA、特許登録時の印紙税徴収を廃止に

Topic-3

上海知識産権法院、「東阿阿胶」の包装である赤と黒の鉄製化粧箱に類似する包装に対する
無断使用は、不正競争に該当すると判断

Topic-4

CNIPA が記者会見で「ハーグ協定」の発効についてコメント

Topic-5

路浩ニュース：北京路浩は 20 周年を迎える

CNIPA、2021 年度レポートを発表

2022 年 6 月 1 日、中国国家知識産権局（CNIPA）が 2021 年度の年度レポートを発表した。当レポートが示した 2021 年の中国知的財産のデータは、下記の通りである。

1. 特許出願

2021 年、発明特許の出願件数は 158.6 万件であり、前年比 5.9%増となる。その内、外国出願人による出願の件数は 15.8 万件であり、10.0%を占め、前年比 3.6%増となる。実用新案の出願件数は 285.2 万件であり、前年比 2.5%減となる。意匠の出願件数は 80.6 万件であり、前年比 4.6%増となる。

2. 特許審査と授権

2021 年、結審した発明特許の件数は、126.6 万件となる。発明特許の審査期間は、下記表 1 の通り、3 年間連続で、短縮することになる。

| | 2019 年 前半 | 2019 年 後半 | 2020 年 前半 | 2020 年 後半 | 2021 年 前半 | 2021 年 後半 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 平均審査期間 | 22.7 ヶ月 | 22.2 ヶ月 | 20.3 ヶ月 | 20.0 ヶ月 | 19.4 ヶ月 | 18.5 ヶ月 |

表 1

2021 年、発明特許の授権件数は 69.9 万件であり、前年比 31.3%増となる。その内、外国出願人による発明特許の授権件数は 11.0 万件であり、前年比 23.0%増となる。実用新案の授権件数は 312.0 万件であり、前年比 31.2%増となる。意匠の授権件数は 78.6 万件であり、前年比 7.3%増となる。2021 年、中国発明特許の授権率（登録率）は 55.0%となる。

2021 年の発明特許の授権件数の Top10 の出願人は、下記図 1 と図 2 となる。



図 1 授権件数の Top10 (国内出願人)

図 2 授権件数の Top10 (外国出願人)

3. PCT 出願

2021 年、中国が受理した PCT 国際出願の件数は 7.3 万件であり、前年比 1.5%増となる。

2021 年、中国が受理した PCT 中国国内移行の件数は 10.7 万件であり、前年比 6.3%増となる。

4. 拒絶査定不服審判と無効審判

2021 年、受理された拒絶査定不服審判の件数は 7.6 万件であり、前年比 39.2%増となる。結審案件は計 5.4 万件、前年比 12.4%増となる。結審までの平均所要期間は、16.4 ヶ月間となる。結審した発明特許に対する不服審判の審決は、拒絶査定取消は 47.2%となり、拒絶査定維持とその他は 52.8%となる。

2021 年、受理された無効審判請求の件数は 7628 件であり、前年比 23.5%増となる。結審案件は計 7065 件、前年比 1.1%減となる。結審までの平均所要期間は、5.8 ヶ月間となる。結審した発明特許に対する無効審判の審決は、全部無効は 24.7%となり、一部無効は 15.0%、権利維持（請求却下、請求撤回も包含）は 60.4%となる。

5. 商標

2021 年、商標登録出願件数は 945.1 万件であり、その内、外国出願人による出願の件数は 25.8 万件であり、2.7%を占め、前年比 11.6%増となる。

2021 年、商標登録出願の結審件数は 1056.8 万件であり、前年比 20.3%増となる。商標登録出願の審査の平均期間は 4 ヶ月間となる。

CNIPA2021 年度レポートの全文は、国家知識産権局の公式ホームページで確認可能

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col2925/index.html>

CNIPA、特許登録時の印紙税徴収を廃止に

「中華人民共和国印紙税法」の発効に伴い、国家知識産権局（CNIPA）は2022年7月1日から、特許証の印紙税徴収業務を廃止することになる。

従来には、特許登録時には、初回の年金以外、5人民元の印紙税（下記図1の赤い四角の部分）も同時に納付する必要があったが、今回の印紙税徴収業務の廃止に伴い、印紙税はもはや納付する必要がなく、登録時には初回の年金のみを納付することになる。

办 理 登 记 手 续 通 知 书

根据专利法实施细则第54条及国家知识产权局第272号公告的规定，申请人应当于____年__月__日之前缴纳以下费用：

| | | |
|---------|--------|-----------|
| 第4年度年费 | 900.0元 | 无费减（减缴标记） |
| 专利证书印花税 | 5.0元 | |
| 共计 | 905.0元 | |

附已缴费用情况：年费0.0元，专利证书印花税0.0元。

申请人按期缴纳上述费用的，国家知识产权局将在专利登记簿上登记专利权的授予，颁发专利证书，并予以公告。专利权自公告之日起生效。

申请人期满未缴纳或者未缴足上述费用的，视为放弃取得专利权的权利。

図1

関連する業務処理手続きに関する規定によると、2022年6月15日以降に登録手続きを行った特許出願については、特許証の発行日が2022年7月1日より後になる。したがって、2022年6月15日以降の登録については、印紙税の納付は不要とする。

出处：<http://cponline.cnipa.gov.cn/notify/6155.jhtml>

上海知識産権法院、「東阿阿膠」の包装である赤と黒の鉄製化粧箱に類似する包装に対する無断使用は、不正競争に該当すると判断

【当事者】

東阿阿膠公司（第1審原告） VS 同仁堂公司等3社（第1審被告）

【争点】

- ①「東阿阿膠」の包装である赤と黒の鉄製化粧箱は**一定の影響を持つ商品包装と装飾**に該当するか。
- ②「東阿阿膠」の包装である赤と黒の鉄製化粧箱に類似する包装に対する**無断使用は、不正競争**に該当するか。

【事件の経過】

鄭州沖鋒舟商貿有限公司（以下「沖鋒舟公司」）は某通販サイトで「東阿阿膠」の包装と装飾に近似する阿膠の錠剤を大量に売りさばっていたことが、東阿阿膠公司に発覚された。調べたところ、生産者は保定賽行阿膠有限公司（以下「賽行公司」）であり、販売総代理店は同仁堂公司であり、両者は業務提携契約を結び、阿膠の錠剤の販売に合意を達成し、製品の包装は同仁堂公司により提供される。

【原告側の主張】

- ①「東阿阿膠」の包装である赤と黒の鉄製化粧箱とその装飾は**一定の影響を持つ商品包装と装飾**に該当する。

東阿阿膠公司是、中国国内で阿膠とその関連製品を生産する最大手であり、「東阿」と「東阿阿膠」は両方とも、中国馳名商標であり、全国重点保護ブランドや中国業界標識的ブランドなどに選ばれたこともある。製品の品質を向上させる同時に、製品の包装の更新にも力を入れていた。2010年9月に、製品の包装を従来の段ボールの化粧箱から鉄製化粧箱に変更し、化粧箱の意匠登録と美術作品著作权登録も行った。

東阿阿膠公司的継続的な使用と高強度の広告宣伝によって、当包装と装飾は公衆に周知され、かつ阿膠の製品に連想させるようになったため、商品の出所を区別する機能を備え、極めて高い識別性と高い商業上の価値を有する。

- ②同仁堂公司、賽行公司与沖鋒舟公司的行為は不正競争に該当し、上記3社の**侵害行為の停止と相応の損害賠償責任**を求める。

【1審判決の要点】

①東阿阿膠の製品の包装と装飾は、長期的・安定的に使用されることによって、商品の出所を区別する機能を備えるようになり、公衆が当包装と装飾を通して阿膠の製品に連想することが固定的になったため、他の経営者の商品と区別できて、なお全国範囲で一定の知名度を有するようになったことが分かった。よって、「東阿阿膠」の包装である赤と黒の鉄製化粧箱とその装飾は、**一定の影響を持つ商品包装と装飾に該当する**。

②比較したところ、両者の包装は、全体的な形状、材質、黒と赤の配置比例、文字のレイアウトなどは基本一致している。よって、**同仁堂公司与賽行公司が共同生産し、同仁堂公司が販売する行為は、不正競争に該当する。**



図1 一番原告「東阿阿膠」の包装と装飾



図2 本件包装と装飾

③したがって、同仁堂公司与賽行公司に対し、**侵害行為の停止と東阿阿膠公司への損害賠償**を命じた。

【上訴側同仁堂公司（一番被告）の主張】

①本件包装と装飾が「東阿阿膠」の包装と装飾とは**同一でもなく、類似でもない**。阿膠製品と阿膠の錠剤がそれぞれ医薬品と保健食品に属し、製品の価格も離れている。

②本件包装と装飾が「東阿阿膠」の包装と装飾を合理的に回避し、一般消費者にとって、肉眼で観察しても、通販サイトで検索しても、**商品の出所について混同させることがない**。

【2 審判決の要点】

①阿膠製品と阿膠の錠剤がそれぞれ医薬品と保健食品に属するが、その名称は極めて近似であり、原材料と目標消費者の面で重なっていて、機能と用途の面でも緊密に関連している。関係する公衆の認識によれば、**両者の間に特定の関連性を有すると誤認することは容易であり、両者は類似商品に該当する**。

②本件商品の包装と装飾は、全体的な形状、材質、黒と赤の配置比例、文字のレイアウトなどは、「東阿阿膠」の包装と装飾と極めて近似し、商標及び商品情報及び蓋の紋の模様などの**細部しか異ならず、この差異は全体的な視覚効果に対する影響は限られている**。

③東阿阿膠公司是商品の包装と装飾を長年にわたり使用し、宣伝していることで知名度を得たことを考慮し、同仁堂公司是本件包装と装飾を類似商品に使用することは、公衆が商品の出所を混同することまたは両者が特定の関連性を有すると**誤認することを容易に招く**。

上記の理由で、2 審担当の上海知識産権法院は一番の判決を支持した。

出処：<https://mp.weixin.qq.com/s/BzlmLbRD3nP4d6Mk3dKHtA>

CNIPA が記者会見で「ハーグ協定」の発効についてコメント

2022年5月16日、中国国家知識産権局（CNIPA）が定例記者会見を開催した。当記者会見は「意匠の国際登録に関するハーグ協定」（以下「ハーグ協定」）が中国で発効後の初の記者会見となる。

当記者会見では、中国国家知識産権局専利局審査業務部部長の魏保志氏は、下記の事項に対して、コメントをした。

1. 「ハーグ協定」の発効と実施の状況について

「ハーグ協定」の5月5日の発効と実施を確実にするために、国家知識産権局は、数多くの準備作業を行った。ハーグ制度の宣伝普及をするため、国家知識産権局の公式ホームページに「ハーグ協定」の法律協定、審査規則、重要通知とFAQを中英のバイリンガルで紹介するコラム（<https://www.cnipa.gov.cn/col/col2893/index.html>）を開設し、出願人向けのマニュアルを制定・発行し、「ハーグ協定」の解釈に関するビデオとロングピクチャーを提供し、関連公益研修と情報相談を積極的に行い、ハーグ制度に対する国民の理解を高めた。

2. 5月5日に中国でハーグ協定が発効される以来、出願状況に関するデータについて

ハーグルートを利用した意匠の国際出願には、WIPOの国際事務局に直接出願する方法と、締約国の官庁を通じて間接的に出願する方法の2つがある。出願人へのサービス向上のため、国家知識産権局は両出願方法を並行して提供している。

「ハーグ協定」の発効初日である5月5日には、中国企業49社から合計108件の意匠の国際出願が行われた。このうち、中国の出願人から国家知識産権局に提出された国際意匠出願は58件、中国の出願人から直接WIPOに提出された国際意匠出願は50件であった。国家知識産権局が受理した出願のうち、レノボ（北京）有限公司、世耳医療科技（上海）有限公司、北京小米移動ソフトウェア有限公司が上位を占めた。

最新の統計によると、5月13日現在、CNIPAは、合計141件の国際意匠出願を受理した。この数字は現在でも増加する一方である。

今回の中国国家知識産権局定例記者会見の内容は、国家知識産権局の公式ホームページで確認可能

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col2920/index.html>

路浩ニュース：北京路浩は20周年を迎える

来月の2022年7月15日に、北京路浩国際特許事務所は民営化20周年を迎えることになる。

北京路浩国際特許事務所の前身は中国農業部所属事務所であり、1984年に設立され、中国における最初の特許事務所の一つである。

2002年に、中国農業部所属事務所は組織改革を行い、民営化を実現し、北京路浩国際特許事務所として再出発した。現所長弁理士の謝順星氏は、所長に就任した。

この20年間、クライアント様のご信頼とスタッフ全員の努力の結果として、北京路浩国際特許事務所は当初国内出願専門の事務所から、世界各国への特許出願と世界各国からの出願を担当可能な国際的な特許事務所へ成長した。また、権利化の業務にとどまらず、調査、無効審判、資産評価や知的財産訴訟などの多様な業務を携わるようになった。2009年に、路浩法律事務所が設立され、2012年に、路浩資産評価有限公司が設立され、これをもって、路浩知的財産グループが形成した。

さらに、2016年から2021年にかけて、全国各地の本土企業と外資系企業に高品質なサービスを提供するために、全国各主要都市の武漢、上海、広州、深センと西安に順次にブランチを開設した。

特許の技術分野も、当初の化学バイオ専門から、機械、電子、通信、AIなどの様々な分野に拡大してきた。現在は、弁理士100人以上、スタッフ400人以上のオールマイティーな特許事務所に転身した。

20年の歴史は決して長くはなく、伝統があるとはいえないが、北京路浩国際特許事務所はこれから、新たな伝統を作る途中である。これからもお客様に満足いただけるサービスを提供するよう全力で取り組んでいく所存である。今後ともご支援ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



新征程 正青春

热烈庆祝公司民営化20周年

路浩人 初心不改 本色依旧 感恩一路有你

